

重要事項説明書

(訪問看護)

医療法人相生会
訪問看護ステーション りゅうそう

1 当訪問看護事業者の概要

(1)訪問看護事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人 相生会
代表者名	理事長 入江 伸
所在地・連絡先	〒812-0025 福岡県福岡市博多区店屋町6番18号 TEL 092-662-3620 FAX 092-662-3551

(2)事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション りゅうそう
所在地	〒703-8245 岡山市中区藤原21-1
連絡先	086-273-7770 FAX086-237-5900
管理者名	田中 啓子
サービス種類	訪問看護、介護予防訪問看護
介護保険指定番号	3360191450
サービス提供地域	岡山市中区全域及び北区・東区・南区の一部地域

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(3)営業時間

平日	月曜日から金曜日 午前8:30～午後5:30
定休日	土・日曜日、祝日、国民の休日、12月30日～1月3日

(4)職員体制

職種	常勤	非常勤	勤務体制	合計
看護師(管理者)	1名		8:30～17:30	1名
看護師	2名		8:30～17:30	2名
作業療法士(理学療法士)		1名(他、登録あり)		1名

2 訪問看護サービスの内容

居宅において療養される方が安心して、その人らしく療養生活を送れるよう、看護師が定期的に訪問し療養上の世話または医師の指示による必要な処置を行うサービスで次のような内容を行います。

- (1)病状・障がいの観察
- (2)清潔への援助(清拭、洗髪、入浴介助、口腔ケア、足浴手浴など)
- (3)食事への援助
- (4)排泄への援助
- (5)褥瘡の予防
- (6)医師の指示による医療処置や点滴、カテーテル等の管理指導、服薬管理
- (7)日常生活に必要な動作訓練(リハビリテーション)
- (8)療養上の生活指導
- (9)認知症の看護
- (10)ターミナル期(終末期)の看護
- (11)介護方法の指導や福祉サービス等社会資源の紹介

3 事業の目的・運営方針

(1)目的

医療法人相生会が開設する訪問看護ステーションりゅうそう(以下ステーションという)の行う訪問看護事業は、介護保険法等令及びこの契約に従い、その療養生活を支援し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

(2)運営方針

- ①当訪問看護事業者の看護師は、利用者の心身の特性を踏まえて日常生活活動の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるよう支援します。
- ②ステーションの看護師は、利用者本人や家族の意向を尊重し生活の場に応じた看護サービスを懇切・丁寧に提供します。
- ③事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を密に図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変が生じた場合やその他必要時、速やかに利用者の主治医、ご家族等の緊急時連絡先へ連絡を行う等の措置を講じるとともに管理者へ報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等必要な措置を講じます。後、居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者等への連絡を行います。事前の打ち合わせにより、主治医・親族・救急隊・居宅介護支援事業者など、関係各位の連絡を確認し明記します。*緊急連絡票を関係機関と調整し自宅内へ掲示します。

5 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合、速やかに必要な処置等を講じ、利用者の主治医、ご家族等の緊急時連絡先へ連絡し状態に応じて救急隊へ連絡します。また、居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者に連絡を行います。

- (1)事故の状況及び事故に際して行った処置を記録し、その完結の日から5年間保存します。
- (2)岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱に沿って事故報告先である保健福祉局所管課へ報告します。
- (3)事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (4)事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

6 虐待の防止のための措置

(1)事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、高齢者および障がい者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為は行いません。

<虐待の種類>

- ① 身体的虐待:身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 介護・世話の放棄・放任:衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の虐待を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待:著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待:わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待:財産を不当に処分することその他不当に財産上の利益を得ること。

(2)事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針を整備する。
- ③事業所において、看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ④前記③の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(3)事業者は、当該事業所の従業者又は養護者(日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

7 サービス内容に関する苦情処理体制・相談窓口

(手順)

- ①苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聴くとともに担当の職員からも事情を確認します。
- ②苦情内容について、管理者に報告するとともに当事業所の職員全員で共有し検討会議を行います。
- ③検討会議の結果をふまえて具体的な対応を行います。
- ④記録を台帳に保管し再発防止と今後の改善に役立てます。

(2)苦情相談窓口

- ①当事業所苦情相談窓口（介護保険・医療保険共通）：岡山市中区藤原21-1
担当者(管理者)：田中 啓子 086-273-7770

【下記、介護保険利用の方のみ】

- | | |
|-----------------|--------------|
| ②岡山市介護保険課 | 086-803-1240 |
| ③岡山市事業者指導課 | 086-212-1012 |
| ④岡山県国民健康保険団体連合会 | 086-223-8811 |

8 成年後見人制度の活用

判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の権利を擁護し、及び法的地位の安定を図るため、制度の活用が望ましいと思われる利用者を把握し、地域包括支援センターや介護支援専門員が所属する適切な相談機関と連携をとります。

9利用料

介護保険給付対象サービス

利用者の負担割合に応じ、原則、1割、または2～3割が利用者負担額となります。

- * 岡山市の地域単価は1単位=10.21円です。
単位数の合計を円単位で端数処理するため、誤差が生じることがあります。
- * 上記の料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- * 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は、1か月につき利用料の金額をお支払いください。
- * 介護保険給付の範囲を超えた場合のサービス利用料は、全額自己負担(10割負担)となります。
- * 利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

～介護保険利用料金 1割負担の場合～

*夜間(18:00～22:00) 及び 早朝(6:00～8:00) → 基本料金の 25%増し

*深夜(22:00～6:00) → 基本料金の 50%増し

	要介護	要支援	
所要時間	基本料金 (単位数)	基本料金(単位数)	
看護師			
20分未満	320 円 (314 単位)	309 円 (303 単位)	
30分未満	480 円 (471 単位)	460 円 (451 単位)	
30分以上 60 分未満	840 円 (823 単位)	810 円 (794 単位)	
60 分以上 90 分未満	1151 円 (1128 単位)	1112 円(1090 単位)	
理学療法士等 (※)開始日の属する月から 12 か月を超えた場合			
20分	300 円 (294 単位)	289 円 (284 単位)	274 円 (※) (269 単位)
40 分	600 円 (588 単位)	579 円 (568 単位)	564 円 (※) (553 単位)
60 分	809 円 (793 単位)	434 円 (426 単位)	419 円 (※) (411 単位)

その他 加算金額(要介護・要支援同様)		
退院時共同指導加算		612 円 (600単位)
初回加算	初回加算 I (病院等からの退院当日訪問)	357 円 (350 単位)
	初回加算 II (上記以外)	306 円 (300 単位)
緊急時訪問看護加算		612 円 (600 単位)
特別管理加算		(I) 510円(500 単位)
		(II)255 円(250 単位)

長時間訪問看護加算 →所要時間 90 分以上の訪問が計画されている場合	1回につき 306 円 (300 単位)
複数名訪問看護加算 (看護師+看護師) 30分未満	259 円 (254 単位)
// 30分以上	410 円 (402 単位)
ターミナルケア加算	2552 円(2500 単位)

～医療保険利用の場合～

- * 1回の訪問看護時間の基本は、30分以上90分未満です。
- * 受給者証の種類によっては、公費負担が適応になり負担が軽減される場合があります。

※下記料金表は保険点数分の 10 割負担で表示していますので

1 割～3割(一部負担金割合に応じて)が、利用者様の負担額となります

【訪問看護費の基本療養費】		【利用料】
訪問看護基本療養費 I (1日1回につき)	週3日目まで	5550円
// (//) *週4日以上 ^{の訪問可能対象} → 厚生労働大臣が定める疾患等と特別訪問看護指示書対象者	週4日目以降	6550円 ※理学療法士等リハビリスタッフにおいては、週4 日目以降も1日5550円
訪問看護基本療養費 II (1日1回につき) ①同一建物居住者(看護師)	①同日2人週3日目まで	5550円
	①同日2人週4日目以降	6550円
	①同日3人以上週3日目まで	2780円
	①同日3人以上週4日目以降	3280円
②同一建物(リハビリスタッフ訪問)	②同日 2 人	5550 円
	②同日 3 人以上	2780 円

訪問看護基本療養費Ⅲ *入院患者が在宅療養に備えた外泊時の訪問看護（厚生労働大臣が定める者）	1日1回につき	8500円
訪問看護管理療養費 (機能強化型訪問看護管理療養費以外の場合に該当)	月初日のみ	7670円
訪問看護管理療養費 2	月の2日目以降毎回	2500円
【基本療養費の加算】		【利用料】
複数名訪問看護加算 *看護師2名が同時に訪問看護 →厚生労働大臣が定める疾患等や特別訪問看護指示書の期間、暴力行為等が認められる場合	週1回	4500円
難病等複数回訪問加算 → 厚生労働省の指定疾患	1日2回 同一建物2人以下	4500円
	1日2回 同一建物3人以上	4000円
	1日3回以上 同一建物2人以下	8000円
	1日3回以上 同一建物3人以上	7200円
長時間訪問看護加算 →厚生労働大臣が定める状態や特別訪問看護指示書の期間に限られる	週間に1回のみ該当時	5200円
緊急訪問看護加算 →利用者・家族の求めに応じて診療所または在宅支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った場合	月14日目まで (1日1回につき)	2650円
	月15日目以降	2000円
夜間・早朝・訪問看護加算	1日1回につき	2100円
深夜訪問看護加算	1日1回につき	4200円

【利用者の希望等により契約された場合の加算】		【利用料】
24 時間体制の加算	月 1 回	6800 円
【対象となる利用者への料金加算】		【利用料】
特別管理加算(※2 種類あり) (週 4 回の訪問看護の場合も、同時に算定)	月 1 回 特別な管理のうち重症度等が高い場合	5000 円
	月 1 回 特別な管理を要する場合	2500 円
退院時共同指導加算 *上記+特別管理指導加算対象:厚生労働省が認める特別な状態で特別な管理が必要な方	月1回 (末期悪性腫瘍等の方:2回まで)	8000円
	月1回 *単独での加算請求なし	2000円
※ 退院支援指導加算 → 厚生労働大臣が定める疾患・状態 → 退院日の訪問看護が必要と指示	1回のみ	6000円
※ 長時間の退院支援指導加算 →厚生労働大臣が定める疾患・状態 → 退院日の訪問看護が必要と指示	1回のみ	8400 円
在宅患者連携指導加算	月1回	3000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2000円
訪問看護ターミナル療養費	逝去月	25000円

訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ * 3か月毎に見直しあり	月1回	780円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ * 1~18(スコア0~475以上で評価)	月1回	スコアにより 0~500円
情報提供療養費 1:利用者の同意を得て市町村等へ必要な情報を提供 2:利用者の同意を得て義務教育諸学校へ必要な情報を提供 3:入院・入所時に利用者の同意を得て主治医へ必要な情報を提供した場合	月1回	1500円

～精神科訪問看護料金表～

【医療保険対象】 ※各種健康保険、公費医療制度適用

【訪問看護費の基本療養費】			【利用料】 *10割で表示	
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで	30分以上	5550円	
		30分未満	4250円	
〃 (〃)	週4日目以降	30分以上	6550円	
		30分未満	5100円	
訪問看護基本療養費Ⅲ *同一建物居住者への訪問	同一日看護師2人 週3日目まで	30分以上	5550円	
		30分未満	4250円	
	週4日目以降	30分未満	5100円	
		同一日看護師2人	30分以上	6550円
		同一日看護師3人	30分以上	2780円

	週3日目まで	30分未満	2130円
	同一日看護師等3人	30分以上	3280円
	週4日目以降	30分未満	2550円
訪問看護基本療養費Ⅳ *入院患者が在宅療養に備えた外泊時の訪問看護で主治医が認めた場合	1日1回につき		8500円
訪問看護管理療養費 (機能強化型訪問看護管理療養費以外の場合に該当)	月初日のみ		7670円
訪問看護管理療養費 2	月の2日目以降毎回		2500円
【基本療養費の加算】			【利用料】
24時間対応体制加算	月1回		6800円
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで1日1回		2650円
	月15日目以降1日1回		2000円
特別管理加算Ⅰ	月1回		5000円
特別管理加算Ⅱ	月1回		2500円
退院時共同指導加算	該当時		8000円
特別管理指導加算	該当時		2000円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合		8400円
	上記以外		6000円
夜間・早朝訪問看護加算	1回毎		2100円
深夜訪問看護加算	1回毎		4200円
精神科複数名訪問看護加算	1日1回同一建物2人以下		4500円

(/週) *看護師 2 名が同時に訪問看護	1 日 1 回同一建物 3 人以上	4000 円
	1 日 2 回同一建物 2 人以下	9000円
	1 日 2 回同一建物 3 人以上	8100 円
	1日3回以上同一建物 2 人以下	14500円
	1 日3回以上同一建物 3 人以上	13000円
精神科複数回訪問加算	1日2回 同一建物2人以下	4500円
	1日2回 同一建物3人以上	4000円
	1日3回以上 同一建物2人以下	8000円
	1日3回以上 同一建物3人以上	7200円
精神科長時間訪問看護加算	1 週間に 1 回	5200円
在宅患者連携指導加算	月 1 回	3000 円
在宅患者緊急等カンファレンス加算	月 1 回	2000 円
看護・介護職員連携強化加算	月 1 回	2500 円
精神科重症患者支援管理連携 加算	月 1 回 在宅患者支援管理料 イ	イ 8400円
	〃 □	□ 5800円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ * 3 か月毎に見直しあり	月 1 回	780円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ *1~18(スコア 0~475 以上で評価)	月 1 回	スコアにより 0~500 円

【自費】

交通費

・事業の実施区域にお住いの方は、医療保険対象者・介護保険対象者ともに無料です。

その他の費用

・逝去後の処置費用 12000 円

* サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気等の費用は、利用者の負担となります。

キャンセル料

・利用日の 2 時間前までに連絡があった場合は無料です。

・連絡のない場合、原則として、利用者負担額の100%を徴収します。

(介護保険対象者は、担当ケアマネジャーに連絡の上、徴収いたします)

*ただし、利用者様の病状急変等やむを得ない事情がある場合は不要です。

2024年7月1日
2024年7月22日 改訂